

筑波大学ゆりのき保育所

令和7年度

入所のしおり



ゆりのき保育所

国立大学法人 筑波大学
ライクキッズ株式会社

1. ゆりのき保育所について

(1) 理念

「国立大学法人筑波大学ゆりのき保育所」は筑波大学の環境と特色を十分に生かしながら、児童憲章に示されている「児童は人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んぜられる。児童は良い環境の中で育てられる」という理念を日常の保育において実践し児童の福祉の向上に資するとともに、男女職員の子育て環境の支援を行うことにより就業環境の一層の向上に努め優秀な教職員を確保するとともに男女共同参画社会実現に資するため法人として取組むことを目指します。

(2) 名前の由来

保育所の近くには病院入口から大学中央へ続く学内道路、通称「ゆりのき通り」が南北に走っています。この「百合の樹」は生育が早く20m以上の高さにもなる木で5～6月の季節にはチューリップのような可憐な花を咲かせることから、英名では「チューリップツリー」と呼ばれています。「ゆりのき保育所」には、この木のように子ども達の健やかな成長と可憐な花のような優しい気持ちを育んでほしいとの願いが込められています。

(3) 保育方針

○健康な身体、感動する心、安定した情緒を育てます。

- ・おいしく食べて、いっぱい遊び、ぐっすり眠る。
- ・自分らしくのびのびと過ごせる心の安らぐ環境を整えます。

○自主性・主体性を育てます。

- 子供の持つ可能性は無限大。
- 「やらせる」のではなく「やってみたくなる」環境作り。
- 自由に遊びを創造・発展させながら、考える力、創る喜びを育てます。

○個性を大切にします。

- 一人ひとりの子どもの心に寄り添い「自分らしさ」を発揮できるように援助します。

○「思いやり」の気持ちを育てます。

- ・思いやりは思いやりを受けとめる事で育ちます。
- ・保育者が一人ひとりを受けとめ、思いやりを持って接します。

○自然と触れあい、体験を重視します。

- ・毎日のいろいろな体験は子どもの成長の糧です。
- ・近隣の環境を生かし、自然や物に対する興味を育てます。

○心の安らぐ暖かい場所を作ります。

- ・明るく安らぎのある園作りを心掛けます。
- ・家庭とコミュニケーションをとり、協力して子どもの成長を見守ります。

○保護者や大学の皆様と共に子どもの成長を見守ります。

(4) 概要

- 名 称 筑波大学 ゆりのき保育所
- 所 在 地 茨城県つくば市天久保2丁目1-1
- 設 置 者 国立大学法人筑波大学 (住所) 茨城県つくば市天王台1丁目1-1
- 管 理 者 ゆりのき保育所所長 (住所) 茨城県つくば市天久保2丁目1-1

- **T E L** 0 2 9 (8 5 5) 7 1 2 0
 ○ **F A X** 0 2 9 (8 5 5) 7 1 2 0
 ○ **E-mail** yurinoki-room@like-kd.co.jp
 ○ **U R L** <https://diversity.tsukuba.ac.jp/life-event/nursery>
 ○ **開 所** 平成 1 8 年 1 2 月 1 日
 ○ **職員構成** 所長・主任・保育士・看護師・事務職員
 ○ **施設概要** 鉄筋コンクリート造 2 階建の 1 階 延べ床面積 約 8 8 0 m²
 屋外遊技場 約 6 4 0 m²

○ **保 育 日**

3 6 5 日保育

①月極め保育の最大利用可能日数は月 2 5 日まで。(連続利用は 6 日まで。)

②休暇等で保育できる者がいる日は、基本的には家庭保育をお願いしております。

やむを得ず預ける場合は、短時間の利用となります。ただし、お子様が体調不良のため薬を服用中の場合にはご家庭での保育をお願いいたします。

③土日祝日は仕事・研修以外でのお預かりはいたしません。

○ **保育時間**

開所時間 7 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0 (1 5 時間)

基本保育 7 : 3 0 ~ 2 1 : 3 0 の任意の 1 0 時間

早朝保育 基本保育に定めた始期より早く保育をする時間

延長保育 基本保育に定めた終期を超えて遅く保育をする時間

○ **保育人数**

乳児又は幼児の年齢区分 ※1	月極め保育定員	一時保育定員
0 歳児	2 0 人	2 0 人 (月極め保育の定員に空きがある場合)
1 歳児	2 0 人※2	
2 歳児	2 0 人※2	
3 歳児	2 0 人	
4 歳児	2 0 人	
5 歳児	2 0 人	

※ 1 年齢区分とは、入所を希望する年度の 4 月 1 日時点における満年齢をいいます。

※ 2 令和 7 年度においては、2 7 人を上限として、担当副学長が許可した人数とする。

○ **運営形態**

保育業務は、次の保育業者に委託しています。

ライクキッズ株式会社 担当：運営部

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-12-1 渋谷マークシティ 17 階

T E L : 03-6431-9966 F A X : 03-6431-9974

U R L : <https://www.like-kd.co.jp/academy/>

○ **幼児教育・保育の無償化**

ゆりのき保育所は、幼児教育・保育の無償化の対象施設です。無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」申請と利用料金の請求手続きが必要となります。詳細は、「3. 料金等 (4) 幼児教育・保育の無償化」のページをご覧ください。

2. 入所に係る手続等

(1) 利用要件

入所（又は継続利用）したいお子様及びそのお子様を恒常的に監護する保護者について次の要件を全て満たす必要があります。

①お子様を恒常的に監護する保護者

- ・ 本学の職員（本法人の役員及び本法人と雇用関係のある者）に該当する者が1名以上いること
※定員に空きがあるときは、本学の学生等も利用することが可能です。
- ・ 全ての保護者について、勤務又は疾病等の事由により、入所したいお子様の保育に欠けることが明らかであること

②入所（又は継続利用）したいお子様

- ・ 本学の職員が監護する生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児であること
- ・ 原則として、公益社団法人日本小児科学会が推奨するスケジュールに沿って、接種可能である予防接種を全て受けていること
※お子様が接種可能である予防接種を接種せず、保育所からの接種のご案内を受けて、なお合理的理由なく実施いただけない場合には、集団保育になじまないものと判断させていただき退所いただくこととなります。
- ・ 集団保育が可能であること

(2) 入所手続き

入所を希望する場合、ゆりのき保育所ホームページに掲載する募集要項等に従い、本学職員（又は採用予定者）がWEB上の申込フォームより申込みをしてください。なお、応募期限後も随時入所申込を受け付けますが、入所準備の都合等により、利用開始がご希望日以降となる可能性がありますのであらかじめご了承ください。

※新規でお申込みの方は、入所が内定した場合、保育所における面談を経て、正式な入所承諾となります。

※採用予定者（任用更新予定者を含む）は、申込後、採用予定であることを証明する書類をご提出いただきます。書類の受理後、正式に申込受付とさせていただきます。

【ゆりのき保育所ホームページ】

<https://diversity.tsukuba.ac.jp/life-event/nursery>

(3) 注意事項

① 次年度も継続して利用することを希望する場合について

ゆりのき保育所では、毎年度入所募集を行っております。継続して利用を希望する場合も年度ごとに入所申込を行う必要がありますのでご注意ください。なお、月極め保育にて入所しているお子様が、次年度も継続して月極め保育の申込みをされる場合は、原則として継続してご利用いただけます。

② 産前・産後休業期間中の利用について

既に入所しているお子様以外のお子様に係る産前・産後休業を取得した場合、その産前・産後休業期間中は、既に入所しているお子様については継続して保育所を利用することが可能です。

③ 育児休業期間中の利用について

原則として、保護者が育児休業を取得している期間については、入所できません。ただし、既に入所しているお子様以外のお子様に係る育児休業を取得した場合は、その育児休業期間中は、既に入所しているお子様については継続して保育所を利用することが可能です。

④ 求職活動中の利用について

求職活動中であることも、利用要件の「保育に欠けることが明らかであること」に該当しますが、入所期間に制限が設けられ、入所日から起算して90日が経過するまでの期間のみにおいて、保育所を利用することが可能です。当該期間以降、求職活動中であること以外に「保育に欠けることが明らかであること」に該当する理由がない場合は退所いただくこととなりますので、求職活動中の保護者の勤務先が決定次第、速やかに勤務先を大学にご連絡ください。

⑤ 保育所の見学について

ゆりのき保育所では、入所を検討されている方を対象に、保育所の見学を実施しています。必ず事前にゆりのき保育所（029（855）7120）までお問い合わせいただき、日時を予約のうえ、お越しください。

また、集団保育が難しいと判断された場合には、入所できない場合がありますので、お子様の発達等に不安がある場合は、事前にお子様を同伴しての見学をおすすめします。

⑥ 定員超過等の場合について

入所のお申込みをされても、定員超過等により必ずしも入所できない可能性がありますことをご了承願います。ゆりのき保育所への入所申込にあたり、つくば市の認可保育所等、他の保育所と併願されることは特段差支えありません。

⑦ 学生の実習等の受け入れについて

ゆりのき保育所では、教育及び医学関係の学生の実習等の受け入れを行っています。

(4) ならし保育について

新規に入所する場合、お子様の負担軽減のため、利用開始後の最初の数日間（最大3日間）は短時間での利用（ならし保育）をお願いする場合があります。なお、ならし保育は育児休業期間中でも利用可能ですが、本学に採用前に入所申込みを行った方につきましては、本学の採用日前にならし保育を実施することはできませんので、あらかじめご了承ください。

① 月極め保育利用開始月の前月中のならし保育について（月の初めから月極め保育を利用する場合）※4月初めより入所する場合は不可

月の初めから月極め保育を利用する場合、ご希望に応じて入所月の前月にならし保育を実施することが可能です。申込フォームにてならし保育の希望についてご回答ください。この場合、ならし保育を利用した時間数に応じて一時保育料金が別途必要となります。

※年度末の時期に通常保育とならし保育を並行実施することは、昨今の保育士不足等から非常に困難となっているため、大変ご不便をおかけしますが、4月入所予定者の3月中のならし保育のご利用については、ご遠慮いただきたくご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

② 月極め保育利用開始月と同月中のならし保育について（月の途中から月極め保育を利用する場合）

申込フォームにてならし保育の希望についてご回答ください。この場合、別途料金は発生しません。

③ 一時保育での利用の場合

申込フォームにてならし保育の希望についてご回答ください。一時保育の場合、ならし保育の実施については、利用頻度に応じて判断させていただきます。実施の場合、利用時間に応じた一時保育料金が発生します。

3. 料金等

(1) 入所時にかかる料金

入所料／一時保育登録料

月極め保育

対象者	入所料
新規入所児	15,000円

※ご兄弟で同時に利用する場合の2人目以降の入所料は半額となります。

※再入所等で、以前入所料15,000円を支払っている入所児については0円となります。

※以前一時保育登録料5,000円を支払っている入所児については入所料から一時保育登録料を差し引いた金額となります。

一時保育

対象者	一時保育登録料
新規一時保育登録者	5,000円

※以前月極め保育入所料を支払っている入所児については0円となります。

※月極め保育開始月の前月中のならし保育を実施する場合は、月極め保育入所料とあわせて、月極め保育開始月にお支払いいただきます。

児童印・帽子

対象者	項目	料金
月極め保育…全員 一時保育…利用状況に応じて	児童印	220円
希望に応じて	たれつき帽子	850円

(2) 保育所の利用にかかる料金

(令和8年度にむけたご案内：令和7年10月2日追記)
保育料、光熱水料について、令和8年度に改定を予定しています。詳細は令和8年度入所募集時にご案内予定です。

1) 基本的にかかる料金

保育料（月23日の利用まで）

月極め保育

乳児又は幼児の年齢区分	保育料の月額
2歳以下	45,000円
3歳	30,500円
4歳以上	24,500円

- ★ご兄弟で同時に利用する場合、上のお子様（一番下のお子様以外）の保育料が半額となります。
- ★利用状況に応じて、早朝料金、延長料金が発生します。詳細は「早朝料金・延長料金」の項目をご覧ください。月の途中で入所又は退所した場合でも、保育料の日割り計算は行いません。

一時保育

利用時間	保育料
基本保育時間の半分（5時間）以下の利用	1時間当たり 800円
基本保育時間（5時間を超えて10時間以内）の利用	1日当たり 4,800円

光熱水料

月極め保育

対象者	光熱水料の月額
月極め保育利用者	4,000円

一時保育

対象者	光熱水料の日額
一時保育利用者	1日当たり 200円

布団乾燥

対象者	料金	備考
月極め保育利用者	1回当たり 250円	月2回実施となります。

2) 利用実績、年齢区分等に応じて発生する料金**月に23日を超え24日または25日利用する場合の保育料**

利用時間	保育料	対象者
基本保育時間の半分 (5時間)以下の利用	1時間当たり 800円	月極め保育 利用者のみ
基本保育時間(5時間を超えて10時間以内)の利用	1日当たり 4,800円	

月に23日を超え、24日または25日利用する場合、24日目以降の保育料は以下のとおりとなります。月の初めから数えて、24日目または25日目に当たる日の利用時間に応じて請求します。

延長料金

対象者	料金
基本保育時間(7:30~21:30の 任意の10時間)を超えて利用した者	30分当たり400円

早朝料金

※原則、利用予定時間より早い時間の保育の受け入れは行いません。

対象者	料金
基本保育時間(7:30~21:30の 任意の10時間)を超えて利用した者	30分当たり400円

※延長料金または早朝料金については、10分を超えた時点で400円の料金が発生いたしますのでご注意ください。

例 利用予定時間が8:00~18:00の場合、

7:45に登所 → 400円の早朝料金が発生

18:45に降所 → 800円の延長料金が発生

※「5 利用に関する注意事項及び利用計画書の提出」に記載している注意事項を必ずご確認ください。

食事・おやつ代

提供される食事と料金等については以下ようになります。

★昼食・午前おやつ・午後おやつを利用する場合は1日につき570円となります。

	離乳中期まで	離乳後期・完了期	幼児食
昼食	レトルトをご持参ください	1食430円	1食430円
夕食	粉ミルク対応となります	粉ミルク対応となります	1食430円
午前おやつ	市販のおやつをご持参ください	1食70円	1食70円
午後おやつ	市販のおやつをご持参ください	1食70円	1食70円

粉ミルク代

対象者	料金
保育所で準備する粉ミルクを利用する者 ※保育所で提供する食事（おやつ含む） を利用している場合（離乳後期以降の 場合）は、粉ミルク代は発生しません。	1日当たり350円

教材費等

就学等前の準備の一環として、対象児童の保護者様におかれましては、保育教材について「ご家庭からご持参」又は「ご購入」のいずれかの方法をご検討いただきます。また、消耗具合に応じて、随時再度購入いただくこともありますのでご了承ください。

詳細については、別途お知らせします。なお、教材費等は、毎年変動の可能性がありますのでご了承ください。

参考として、令和6年度の教材費を次に掲載します。

【令和 6 年度金額例】

保育教材	料金	対象者
道具箱	5 5 0 円	3 歳児
粘土	3 8 0 円	3 歳児以上(毎年度購入)
粘土版	4 8 0 円	3 歳児
粘土ケース	2 8 0 円	3 歳児
粘土べら	3 1 0 円	3 歳児
はさみ	3 6 0 円	3 歳児
のり	2 2 0 円	3 歳児
クレヨン	5 7 0 円	3 歳児
自由画帳	2 9 7 円	3 歳児
なわとび	5 4 4 円	3 歳児
ワーク 線あそび	3 8 8 円	4 歳児
ワーク ひらがなとすうじ	4 1 9 円	5 歳児
卒園アルバム	3, 0 0 0 円	5 歳児
月刊絵本 ワンダーぽっけ	4 1 0 円／月	1 歳児
月刊絵本 ワンダー名作絵本	3 9 0 円／月	2 歳児
月刊絵本 ワンダー絵本	4 2 0 円／月	3 歳児
月刊絵本 ワンダーブック	4 6 0 円／月	4 歳児
月刊絵本 ワンダーランド	4 8 0 円／月	5 歳児

英語教育プログラム料金

外国人英会話講師の派遣プログラムを活用しお子様の英語教育をサポートします。

対 象	実施頻度	所要時間	月額	利用方法
3歳児以上の 児童のうち 希望者	週1回	1回30分	2,500円	申込書に記入して保育園に提出してください

紙おむつのサブスク料金

紙おむつとおしりふきが定額で使い放題の、「紙おむつの定額利用サービス」を実施しています。登園準備における日々のご負担を軽減することを目的としたサービスとなっています。

対 象	月額	使用製品
希望者	2,530円	【紙おむつ】 テープタイプ: ムーニー(新生児/S/M) パンツタイプ: マミーポコ(S/M/L/BIG/ビッグ大) ムーニーマン(スーパービッグ男の子) ムーニーマン(スーパービッグ女の子) 【おしりふき】 ムーニーおしりふき やわらか素材

(3) 支払方法

- ① 料金はすべて後納です。
- ② 毎月27日前後に利用者指定の口座から引き落としになります。
- ③ 初回月は入所料もあわせてご請求いたします。
- ④ 前月分の保育料等の料金は、毎月概ね15日までに利用者へ請求書を配布し、ご指定の口座から引き落としとなります。

(4) 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日より、幼児教育・保育の無償化が実施されており、ゆりのき保育所もその対象施設として認定されています。無償化の対象者は、保育所へ保育料を納付後に、お住まいの市町村に対して請求を行うと保育料が還付されます。対象の方は、手続きが必要となりますので、各自実施していただきますようお願いいたします。

1) 無償化の対象者

下記に当てはまる方のうち、お住まいの市町村で施設等利用給付認定を受けた方が対象となります。

- ・ 0～2歳児クラス在籍児のうち住民税非課税世帯
- ・ 3～5歳児クラス在籍児

2) 無償化の範囲

ゆりのき保育所では以下の料金が無償化の対象となります。

- ・ 月極め保育料 ・ 一時保育の保育料 ・ 早朝料金 ・ 延長料金
- ・ 月に23日を超え24日または25日利用する場合の料金

※上記の料金のうち、3歳～5歳児は月額37,000円まで、0歳児～2歳児は月額42,000円までが無償化されます。複数の認可外保育施設を利用している方は、他施設の利用料金と合計して上限金額までが無償化されます。

※同一のお子様で、認可保育所や幼稚園（一部を除く）を併用されている方は、ゆりのき保育所の利用料は無償化の対象とはなりません。

※以下の料金は無償化の対象とはなりません。

- ・ 入所料 ・ 一時保育登録料 ・ 光熱水料 ・ 食事代 ・ おやつ代
- ・ 教材費等（月刊誌、布団乾燥代等）

3) 必要な手続き

保育料の還付を受けるためには、お住まいの市町村において、次の手続きが必要です。保育所で取りまとめは行いませんので、各自で実施してください。

①認定申請

無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育所利用開始前に（既に保育所をご利用中の方は、無償化の対象となる前に）、お住まいの市町村で認定申請を行ってください。

②利用料の請求

利用料の還付を受けるためには、利用料の請求手続きが必要となります。保育所の利用後に、お住まいの市町村に対して請求書類を提出してください。

※手続きの方法は市町村によって異なります。手続きの詳細は、お住まいの市町村にご確認ください。

※無償化の対象となる条件を満たしていても、必要な手続きを行わない場合は、無償化となりませんのでご注意ください。

4) 注意事項等

①無償化の対象者も、他の方と同様に保育料等をお支払いいただきます。後日、お住まいの市町村へ請求書類を提出することで、利用料金のうち所定の金額が還付され、無償化となります。

②保育所でも認定された方を把握する必要がありますので、入所申込書に認定の有無等を記入するとともに、市町村から発行される施設等利用給付認定通知書等の写しをご提出ください。また、認定内容に変更が生じた場合は、お手数でも施設等利用給付認定通知書等の写しを再度ご提出ください。

③無償化の対象者には、領収証等を利用月の翌々月中旬頃に交付する予定です。市町村への還付請求時に必要となりますので、それまで紛失しないように保管してください。なお、施設等利用給付認定通知書等の写しの提出がない場合には領収証等が発行できない可能性がありますので、ご注意ください。

4. 保育スケジュール

(1) 一日の流れ＜例示＞

時間	0歳児	0歳児～1歳児	2歳児	3歳児以上
7:00 7:30	基本保育開始 順次登所 視診 あそび	基本保育開始 順次登所 視診 あそび	基本保育開始 順次登所 あそび	基本保育開始 順次登所 あそび
9:30	ミルク 睡眠 あそび * 保育者と一緒に安心して遊びます。一人ひとりの発達に合わせ生活リズムを整えていくようにします。	おやつ あそび * だんだん歩行が安定してきて活動範囲も広がります。体をたくさん動かしたり、友だちとの関わりが少しずつ増えていっていきます。	おやつ あそび	おやつ あそび * 今日は何をしようかな？考え工夫しながら遊びをひろげていきます。
10:00	ミルク			
11:30	睡眠	食事	食事	食事
12:30		お昼寝	お昼寝	お昼寝
15:00 15:30	ミルク あそび	めざめ おやつ あそび	めざめ おやつ あそび	めざめ おやつ あそび
16:00	夕方のあそび ミルク 順次降所	夕方のあそび 順次降所	夕方のあそび 順次降所	夕方のあそび 順次降所
18:30	ミルク	夕食	夕食	夕食
21:30 22:00	基本保育終了	基本保育終了	基本保育終了	基本保育終了

(2) 年間行事予定＜例示＞

4月	進級式	10月	秋の遠足
5月	子どもの日	11月	運動会
6月	保育参観・保護者懇談会	12月	クリスマス会
7月	七夕・夏祭り・プール開き	1月	お正月遊び
8月	プール遊び	2月	節分
9月	防災訓練・個人面談	3月	ひな祭り・お別れ会・卒所式

※毎月、誕生会・避難訓練・身体測定を実施します。

その他、健康診断（春・秋）・歯科検診（9月頃）を実施します。

保育参観、運動会の当日は一時保育の方はご利用いただくことができませんので、ご了承ください。

5. 利用に関する注意事項及び利用計画書の提出

- (1) 保育所を利用できる日数の上限は、月に25日まで、連続での利用は6日までです。
- (2) 休暇等で保育できる者がいる日は、基本的には家庭保育をお願いします。やむを得ず預ける場合は、短時間の利用となります。ただし、お子様が体調不良のため薬を服用中の場合にはご家庭での保育をお願いいたします。
- (3) 土日祝日は仕事・研修の場合のみのお預かりといたします。
- (4) 他の保育所や幼稚園を利用した後に同日中にゆりのき保育所を利用することはお断りしております。なお、日によって利用する施設を変える形で複数の施設を併用することは問題ありません。
- (5) 利用者は、翌月の利用スケジュールを「利用計画書」に記載して、指定日（毎月20日前後）の朝9時までにご提出願います。

※保育参観、運動会の当日は一時保育の方はご利用いただくことができませんので、ご了承ください。

※早朝・延長料金は、申請された基本利用時間（10時間）を基に計算されます。利用時間欄には、実際の登所・降所予定時間を30分単位でご記入ください。

- (6) 利用計画書にご記入いただいた時間内での利用をお願いいたします。利用予定時間の10分以上前に登所した場合には、利用予定時間の10分前までは、保育所内でお子様と一緒にいただきます。また、お迎えが遅れる場合は、保育所にご連絡くださいますようお願いいたします。
- (7) 利用計画書に追加・変更・キャンセルが生じた場合には、必ず、「利用計画変更届」をご提出ください。なお、「利用計画変更届」は利用予定日の2日前（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の17時までにご提出ください。これ以降のキャンセルの場合はご利用いただいたものとして、保育料を徴収いたします。（月極め保育の場合、月の利用日数に加算します。23日を超えた利用についてのキャンセルの場合は、利用予定時間分の保育料を徴収いたします。）

急なご利用には、対応できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

(例) 急遽月曜日に利用する予定となった場合→前週木曜日までに保育所に連絡

(8) 「利用計画書」の利用時間に基づき、午前おやつ(9:30)、昼食(11:30)、午後おやつ(15:30)は、原則ご利用になるものとしてカウントいたします。ご利用にならない場合は、「利用計画変更届」をご提出ください。

(9) 月極め保育を利用中のお子様について、1ヶ月以上連続する長期欠席をする場合は、長期欠席を開始する日が属する月の前月の25日までに保育所長期欠席申込書をご提出ください。長期欠席した日の属する月の翌月(長期欠席を開始した日が月の初日である場合は、長期欠席を開始した日の属する月)から再度通所を開始した日の属する月の前月までの間における保育料は免除となります。

例1) 6月1日から7月15日まで長期欠席する場合

→6月分の保育料免除、7月分は満額請求となります。

例2) 6月10日から7月15日まで長期欠席する場合

→6月分、7月分とも満額請求となります。

例3) 6月10日から7月31日まで長期欠席する場合

→6月分は満額請求、7月分は免除となります。

(10) 提出物等は必ず期日を守り、保育士・職員に手渡しでご提出ください。

6. 食事・おやつ

(1) 昼食・夕食・午前おやつ・午後おやつを提供します。

	提供時間	離乳中期まで	離乳後期・完了期	幼児食
昼 食	11:30頃	レトルトをご持参ください	保育所にて提供	保育所にて提供
夕 食	18:30頃	ミルク対応となります	ミルク対応となります	保育所にて提供
午 前 おやつ	9:30頃	市販のおやつをご持参ください	保育所にて提供	保育所にて提供
午 後 おやつ	15:30頃			

※上記の時間については目安です。

夕食は、19:30以降利用予定のある方のみ提供いたします。

※提供する食事区分の移行については、お子様の食事の状況を踏まえ、月ごとにご相談させていただきます。

(2) 全ての食事・おやつは下記の外部業者からの配達により提供します。

弁当 つなぐ

〒300-2655 茨城県つくば市島名784-9

※遠足の時などは お弁当の持参をお願いすることがあります。

(3) **離乳食は離乳後期・完了期より提供いたします。**離乳中期までのお子様につきましてはレトルト（未開封・賞味期限内のもの）をご持参ください。

(4) アレルギー食は**離乳後期から特定原材料8品目**（えび・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生（ピーナッツ））及び特定原材料に準じるもの20品目（アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・マカダミアナッツ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン）について除去食を提供します。離乳中期までのお子様でアレルギーがある場合には、アレルギー品目の含まれていないレトルト（未開封・賞味期限内のもの）をご持参ください。

その他のアレルギー・慢性疾患・先天性疾患等で食事制限のあるお子様につきましては、事前にお申し出いただき、対応が難しい場合にはお弁当またはレトルトを、おやつについては保育所で提供されるおやつに類似のおやつをご持参ください。

【除去食の提供が可能な品目一覧】

▼ 特定原材料 8品目 表示義務



▼ 特定原材料に準ずるもの 推奨20品目



(5) 食事・おやつは、前月に提出いただく利用計画書の利用日により準備いたします。

追加・変更・キャンセルの場合は利用予定日の2日前の17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に「利用計画変更届」をご提出ください。これ以降のキャンセルの場合は、ご利用いただいたものとして料金を徴収いたします。

(6) 献立表は半月ごとに作成し、準備ができ次第、配布いたしますのでご家庭で参考にしてください。

(7) 母乳については、搾乳後1週間以内の冷凍母乳を1日分のみお預かりします。使用しなかった母乳はお預かりした当日の降所時に返却し、返却した母乳の再預かりはいたしません。

(8) 粉ミルクは「森永はぐくみ」を使用しますがアレルギーにより銘柄を指定される場合はご持参ください。なお、アレルギー児以外の粉ミルク銘柄指定はできません。

(9) レトルトをご持参いただく場合には、当日分の未開封・賞味期限内のものをご持参願います。

(10) おやつを持参する場合、持参するおやつの内容は保育所とご相談ください。

7. ご利用に当たって

★今年度より連絡帳アプリ「ナナポケ」を導入いたします★

令和6年度まで紙の連絡帳を使用していましたが、令和7年度よりアプリの連絡帳を導入いたします。保育所への連絡（欠席や遅刻、お迎えの延長、家での様子など）をアプリから行うことができ、保育所から届くお知らせや連絡帳の内容をPCやタブレット、スマートフォンからいつでも見ることができるサービスです。

※ご自身の携帯にて「ナナポケ」アプリのインストールをお願いいたします。

※使用方法等は別途お知らせします。



(1) 連絡が必要な場合

- ①保育所を欠席・遅刻される場合は、午前8時00分から9時00分の間にナナポケにてご連絡ください。
体調が悪い場合はお子様の状態（発熱・発疹・下痢等）もお知らせください。
- ②登降所の時間・送迎の人が変わる場合や、出張等でお届けの勤務先と違う場所に行く時は、必ず連絡先をお知らせください。
- ③勤務先・住所等に変更があった場合もお知らせください。

(2) 登降所について

- ①送り迎えは原則としてご両親の方とします。
ご両親以外の方が送迎される場合には、事前にご連絡をお願いします。
送迎される可能性のある方の顔写真(スナップ写真等)をあらかじめご提出ください。
- ②玄関は防犯上、オートロックにて常時施錠しています。
玄関脇のインターホンを押してください。モニターで確認後、解錠いたします。後述する顔認証システムをご利用いただくことも可能です。

○登所時

- 1) お子様の健康状態で気になることを保育者に直接口頭で伝えてください。
- 2) お子様を側から離さず、身支度はお子様と一緒にしてください。
- 3) 食べ物やおもちゃ・お金は持ってこないようにお願いします。
- 4) お子様をお預けになり玄関を出る時にフェリカカードを打刻してください。

○降所時

- 1) 職員からフェリカカードを受け取ってください。
- 2) 事務所の掲示物やその他の連絡事項を必ず見てください。
- 3) お子様を連れて玄関を出られる時にフェリカカードを打刻してください。
玄関を出る時は、先にお子様だけを出さないようにしてください。
※フェリカカードの打刻は間違いを防ぐため、必ず保護者の方が行ってください。

(3) 顔認証システムについて

ゆりのき保育所では顔認証を用いた玄関の解錠システムを導入しております。システムの利用に同意いただける方は、システムにご登録いただくことにより、ほとんど待ち時間なしで玄関の解錠ができます。なお、顔認証システムの登録は入所児のご両親のみとさせていただきます。

(4) ポケトークを用いた外国語対応について

主に外国語を使用する保護者の方とのコミュニケーションにおける翻訳ツールとして、「ポケトーク」を令和7年度からゆりのき保育所に設置します。ボタンを押して話しかけるだけで、翻訳結果を音声で返します。翻訳結果はテキストでも表示されるので、聞き逃しても相手に見せて対応できます。

※ポケトーク：ボタンを押して話しかけるだけで、翻訳結果をテキスト及び音声で返す携帯用翻訳機

8. 持ち物

(1) 年齢別持ち物表

品 名	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児以上
パンツ	—	—	◎ 2 ～ 3	3
肌 着（枚）	3	3	3	3
着替え 上下（セット）	3	3	3	3
食事用エプロン	◎ 3	3	3	—
よだれかけ	* 2 ～ 3	* 2 ～ 3	—	—
ガーゼハンカチ	* 3 ～ 4	—	—	—
口拭きタオル（離乳食開始から）	◎ 3	3	3	—
ビニール袋 （汚れもの用バッグ）	1	1	1	1
エコバッグ （縦 3 5 cm × 横 4 5 cm 以上）	1	1	1	1
コップ	◎ 1	1	1	1
歯ブラシ	—	—	—	◎ 1
水筒	—	1	1	1
紙おむつ★	1 0	1 0	8	—
おしり拭き★	1	1	1	—
バスタオル（午睡用）／掛け毛布	1	1	1	1
敷き布団及び敷き布団カバー※	1	1	1	1
散歩用靴	◎ 1	1	1	1
避難用靴	—	—	1	1

数量のみ記載している項目は必須の持ち物です

*は 必要に応じてお持ちください

◎は 保育所からの指示があつてからお持ちください

★ は 有料サービスをご利用の方は不要です

※敷き布団カバーは敷き布団の表面のみを覆うもの（敷きパッド）ではなく、敷き布団全体を覆うものをご用意ください。

(2) 持ち物にはすべて名前を書いてください

(3) 週末には、敷き布団カバー、バスタオル（午睡用）（もしくは掛け毛布）のお持ち帰りをお願いします。また、週初めには、敷き布団にカバーの取り付けをお願いします。

(4) 持ち物の詳細については、入所前の面談時にご説明いたします。

9. ご家庭との連携

(1) 保育所からのお知らせ→ナナポケにて配信いたします。

① ゆりのき通信

行事案内・保育の様子・布団乾燥の予定・別紙にて給食献立をお知らせします。

② ほけんだより

感染症・健康管理・健康診断に関することをお知らせします。

③ 身体測定結果

測定後、ナナポケ内サービスの「身体測定」に記入します。

(2) 連絡帳→ナナポケにて配信いたします。

※入力するフォーマットは全クラス共通のものになります。

①乳児クラス（0歳児）

乳児期は、食事や睡眠等の1日の生活を把握し、ご家庭と連携を取りながら保育する事が重要です。連絡帳にはご家庭での様子をご入力ください。保育者は、保育所での生活状況を毎日配信します。

②幼児クラス（1～5歳児）

お子様の健康状態等を保育所に伝える際、ご入力ください。

※登所前に、ご家庭でお子様の体温を測り、連絡帳に必ずご入力願います。

(3) その他→ナナポケにて配信いたします。

①保育参観

②個人面談

③保護者懇談会

(4) ご意見・ご要望・苦情相談

お気づきの点・改善してほしい事等ありましたら末尾の学内連絡先まで遠慮なくご相談ください。

(5) 保育所からの緊急時の連絡方法

お子様について急な病気や怪我及び災害時に連絡します。

①申込フォーム・児童票にご記入いただいた勤務先へ連絡します。

②子どもは、転んだり友達と喧嘩をしたりしながら成長していきます。もし、お子様が怪我をした場合、状況を説明し筑波メディカルセンター病院（小児救急医療拠点病院）等で診察してもらいます。

③利用日に出張等で普段と違うところに出かける場合は、必ずお知らせください。

(6) 臨床心理士の巡回

ゆりのき保育所の運營業務受託者であるライクキッズ株式会社に専属で在籍する臨床心理士がお子様の発達や子育て、その他お子様に関することで、気がかりなこと、心配なこと、困っていることなどに対して、お子様との特性に合った関わり方の助言等を行ない保育のサポートを行っています。ご利用方法等はゆりのき保育所にてお尋ねください。

(7) にこここそだて相談窓口

ゆりのき保育所の運營業務受託者であるライクキッズ株式会社において、子育てに関する悩み（子どもの発達について、食事、関わり方、睡眠、絵本について、離乳食やトイレトレーニングについて等）をLINEで相談できる体制を整えており、保育室内に掲示されているチラシやおたよりに記載しているQRコードにて、簡単に利用いただけます。（お悩みの内容によってライクキッズ所属の保育士や臨床心理士から回答いたします。）



10. お子様の健康管理

(1) かかりつけ医について

お子様の日常的によくある病気や健康相談・栄養相談などを相談いただけるかかりつけの先生（開業医）を、各自において入所前にあらかじめ決めておくようお願いしております。

(2) 提携病院等について

①お子様の急な病気や怪我の場合、筑波メディカルセンター病院等で診察してもらいます。

筑波メディカルセンター病院 〒305-0005 茨城県つくば市天久保 1-3-1

②本学の附属病院小児科の医師に嘱託医を委嘱しています。

③健康診断や歯科検診は本学附属病院の医師に委嘱しています。

筑波大学附属病院 〒305-8576 茨城県つくば市天久保 2-1-1

(3) 健康診断について

お子様の健康診断は入所時、及び年 2 回行うよう法令で定められています。

入所時（入所前）の健診は、各自かかりつけ医等で受診してください（費用は保護者負担）。

入所後の定期検診は、1 年に 2 回（春・秋）本学附属病院医師が行います（費用は大学負担）。

(4) 日常の健康管理

①次の症状があるときはお知らせください。いつ頃からの症状か、及び受診の有無についてもお知らせください。

○朝起きていつもと違うとき	○夜咳がひどい
・食事を食べたがらない	○熱が出た
・熱っぽい	○受診した、薬を飲んでいる
・ゴロゴロしている	○発疹がある
・吐いた	○家庭、近隣で感染症が発生している時
・下痢をしている	○予防接種を受けた時

②こんな時はお知らせします。

○登園時には元気でも、37.5 度以上の熱が出たとき
○下痢や嘔吐が続くとき
○怪我をしたとき
※症状によっては、お迎えをお願いする場合があります。（冬季や保育所内ですでに感染性胃腸炎が発生している時は、1 回でも下痢・嘔吐があれば感染性胃腸炎と疑いますので、お迎えをお願いします。）保育所から連絡があった場合にはお子様に負担がかからないよう原則 30 分以内にお迎えをお願いします。

③こんな時はお休みください。(病児、病後児は受け入れていません。)

- 37.5度以上の熱があるとき
- 解熱剤を使用して8時間以上経過していない場合
- 下痢、嘔吐の症状が治まってから24時間以上経過していない場合
- 感染症に罹患したとき・・・(5) 感染症について参照

お子様の健康状態によっては次のような理由からお迎えをお願いする場合があります。

- ・お子様の体調がこれ以上悪くならないようにするため
- ・集団感染を防ぐため

※新型コロナウイルスへの対応として、上記とは異なる対応をしている場合がありますのでご了承ください。(「(5) 感染症について」参照。)

④その他、お子様について、次のとおりよろしくお願いします。

- 身体の清潔に気を配る。
- 薄着の習慣をつける。
- 怪我や事故につながる可能性がある服装は避ける。
乳幼児は動きがとても活発です。身体に合わない服装や、ゆるゆるの靴は動きを妨げ、怪我の原因となります。また、フードのついた服やスカート、飾りのついた髪ゴムや髪留めピン等は怪我や事故につながる可能性がありますので、避けていただくようお願いいたします。
- 朝食を食べ、排便を済ませてから登所する。
- 早寝、早起きの習慣をつける。
- 週に1度は爪切りをする。

(5) 感染症について

感染症は、細菌やウイルスなどの病原体が体内に侵入して増殖し、発熱、下痢、咳等の症状が出ることをいいます。学校保健安全法では、伝染性の病気に掛かったときは出席停止の指示をしなければならない事になっており、保育所においてもこれを準用しております。感染症が発生した時は、速やかに保護者の皆様に発生状況を知らせ、感染症の拡大防止と予防に努めておりますのでご理解、ご協力をお願いします。

※お子様やご家族が感染症にかかった場合は、速やかに保育所にお知らせください。

※ゆりのき保育所における新型コロナウイルスへの対応については、ゆりのき保育所ホームページにて掲載しています。

保育所における感染症による休所の基準（特に注意すべき感染症）

登所にあたり医師の「意見書」の提出を必要とする感染症		
感染症名	感染しやすい期間	休所のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過するまで
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日経過し、かつ症状が軽快した後 1 日経過するまで * 無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過するまで
風疹	発疹出現の 7 日前から 7 日後ぐらい	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	発疹出現の 1～2 日前から痂痂（かさぶた）形成まで	全ての発疹が痂痂（かさぶた）化するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
結核	—	医師により感染のおそれがないと認められるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染のおそれがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血などの主な症状が消失した後 2 日経過するまで
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失するまで
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで 又は適切な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	—	医師により感染のおそれがないと認められるまで

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については「—」としています。

※「意見書」の用紙は保育所に用意してあります。また、ゆりのき保育所のホームページからダウンロードできます。

登所にあたり医師の「意見書」の提出を必要としない感染症		
感染症名	感染しやすい期間	休所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過するまで
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まるまで
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発生した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまで
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹出現前の1週間	全身状態が良くなるまで
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢症状が治まり24時間経過し、普段の食事がとれるまで
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまで
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで
帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発疹が痂皮化するまで
突発性発疹	—	解熱し機嫌が良く全身状態が安定するまで
伝染性膿痂疹（とびひ）	効果的治療を開始する前と開始後1日間	医師により感染のおそれがないと認められるまで

※上記「意見書」の提出を必要としない感染症及びその他の感染症についても、感染のおそれがある場合には医師の「診断書」の提出をお願いすることがあります。

○その他、医師の「診断書」の提出が考えられる感染症

急性出血性結膜炎・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・ウイルス性肝炎など

(6) 与薬について

①与薬は原則ご家庭でお願いいたします。

保育所に登所する子ども達は、集団生活に支障がない健康状態にあることが望ましいと考えます。与薬が必要な体調のお子様については、家庭保育が可能な日は原則家庭保育として、家庭でゆっくり療養するようにしてください。

②薬の飲み方やかかりつけ医に相談しましょう。

かぜ等で受診した際、保育所に通っていることを伝え、昼に薬を飲む必要があるか確認してください。1日2回の服用、または、1日3回でも「朝、帰宅後、寝る前」の服用ができないか確認し、可能であれば保育所での与薬が不要となるようご対応をお願いします。

③薬を飲んでいることを保育所にお知らせください。

薬の影響で眠くなるなどの症状が出ることがあります。服薬中は、お子様の状態の変化を注意してみていく必要があります。「何の薬を」、「何日分出され」、「朝・夕で飲んでいる」など必ずお知らせください。

④虫よけパッチは使用しないでください。

はがれ落ちてしまった場合に、誤飲する事故を防ぐため、保育所では、虫よけパッチの使用は控えていただきますようご協力をお願いいたします。

⑤保育所に与薬を依頼する場合

医師と相談の結果、指示によりやむを得ず保育時間中に与薬が必要な場合に限り保護者に代わり与薬を行います。その際は、与薬依頼書の提出が必要です。慢性疾患の治療薬等、医師の判断で、治療上薬の使用を必要とする場合はご相談ください。なお、保育所は集団生活の場であることから、事故防止の為、以下のことについてご理解とご協力をお願いいたします。

○与薬できるお薬は、お子様を診察された医師が処方したもので、過去に内服し異常がなかったものに限ります。

扱えない薬・・・初めて内服する薬、市販薬、座薬、吸入薬、解熱鎮痛剤
症状を判断して与薬しなければならない薬

○与薬するお薬は、当日分（1回分）のみ、水薬も1回分に分けて持参してください。

○薬包、水薬の容器、すべてに必ず名前を記載してください。

○与薬依頼書、薬剤情報提供書、薬をジッパー付の袋に入れ、必ず職員に手渡ししてください。

○軟膏は、アトピー等の疾患で医師の指示により保育中もケアが必要なお子様の場合のみお預かりいたします。ただし、長期にわたりケアが必要な場合は与薬依頼書（月間）を月初めに提出してください。

※以下のような場合は保育所で与薬ができません。

○与薬依頼書がない場合、または、記載漏れがある場合

○服用を嫌がる場合、または、吐くなどして飲ませられない場合

○直接手渡しで預かっていない場合（かばんに入っていた、連絡帳に挟んであった等）

(7) 予防接種に関するお願い

★ゆりのき保育所のご利用にあたっては、原則として公益社団法人日本小児科学会が推奨するスケジュールに沿って、お子様が接種可能な予防接種を全て受けることが条件となります。予防接種スケジュールにつきましては、以下の参考URLをご覧ください、かかり付け医とご相談の上で実施願います。

★お子様が接種可能である予防接種を接種せず、保育所からの接種のご案内を受けて、なお合理的理由なく実施いただけない場合には、集団保育になじまないものと判断させていただきます。

日本小児科学会：

https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/20241114_vaccine_schedule.pdf

乳幼児が集団で過ごす保育所において感染症は、またたく間に広がってしまいます。また、定期接種に導入されていない予防接種にも、おたふくかぜ等とても大切なワクチンがあります。予防接種をすることでお子さまが守られ、周りの子供達も守られます。結果、働く保護者の方も安心して勤務できる事につながりますので、ご協力をお願いいたします。

予防接種を行った時には（体調の変化に留意していきますので）お知らせください。

★予防接種後は、原則自宅安静をお願いします。

11. 防災と安全管理

- ・いざという場合のお迎えや避難方法について、ご家族で話し合っておいてください。
- ・安全管理に関するパトロール等は、学内の警備会社に委託しています。
- ・散歩の時には職員が防犯ブザーを携帯しています。

(1) 補償制度

お子様の怪我等には十分注意して保育にあたりますが、万が一、怪我や設備備品・個人の持ち物を壊してしまったような場合には、ライクキッズ株式会社の加入している総合補償制度により補償します。

なお、持病扱いのもの等、保険対象外となる場合もございます。

補償保険		傷害保険
＜賠償責任保険＞		＜傷害保険＞
【施設・生産物】	【受託物】	死亡・後遺障害/100万円
対人/1事故/10億円	対物/1事故/1,000万円	入院/日額/1,500円
対物/1事故/10億円		通院/日額/1,000円

(2) 災害に備えて

①ゆりのき保育所の一時避難場所は保育所南側所庭です。

広域避難場所へ移動する際は吾妻中学校体育館です。

②警戒宣言が発令された場合

(i) 閉所時に警戒宣言が発令された場合

警戒宣言が解除されるまでは閉所となりますので、登所しないでください。

(ii) 開所時に警戒宣言が発令された場合

- ・できるだけ早くお迎えをお願いします。
- ・電話回線の混雑が予想されますので、保育所からの電話連絡はできません。

③大地震が発生した場合

(i) 地震発生時

- ・お子様を保育所内の安全な場所に避難させます。
- ・負傷したお子様については応急処置を行い、怪我の状況により医療機関に運びます。

(ii) 地震発生後

- ・乳幼児を大勢連れ出すことは危険な為、できるだけ所内に留まります。
- ・所内に留まることが危険と判断した場合には、指定した一時避難場所又は広域避難場所（吾妻中学校体育館）へ避難します。

※保育所の玄関に避難場所を掲示しておきます。

1) お子様の引き渡しは、名簿を確認して行います。無断で連れ帰らないでください。

2) 引き渡しの際は混乱を避ける為、身分証明書の掲示をお願いすることもあります。

④災害用伝言ダイヤルの活用

引き渡し場所を明確にする為、次の場合には災害用伝言ダイヤルを活用しますので、ご自宅及び保育所の電話番号でメッセージをご確認ください。

(i) 保育所から避難所に避難した時は、保育所の電話番号にメッセージを残します。

(ii) お子様が医療機関へ搬送された時は、ご自宅の電話番号にメッセージを残します。

⑤災害用伝言ダイヤルの使用方法（伝言の再生方法）

（１７１をダイヤル） こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。 録音される方は１、再生される方は２、暗証番号を利用する録音は３、暗証番号を利用する再生は４をダイヤルしてください。 （２をダイヤル） 被災地の方はご自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、市外局番からダイヤルしてください。被災地以外の方は連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、市外局番からダイヤルしてください。 （自宅又は保育所の電話番号をダイヤル） 電話番号〇〇の伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の１を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。	
【ダイヤル式の場合】 新しい伝言からお伝えします。・・・	【プッシュ式の場合】 （１をダイヤル） 新しい伝言からお伝えします。・・・

○災害用伝言ダイヤル（伝言の例）

①保育所に残した伝言

「〇〇（避難場所）へ避難しましたので、お迎えをお願いします。」

②自宅の電話番号に残した伝言

「△△君は□□（病院名）へ搬送されましたので、病院に直行してください。」

※災害用伝言ダイヤルは公衆電話及び一般電話からお掛けください。

※携帯電話は一部対応していない機種もあります。

学内連絡先

保育所に関するお問合わせ、苦情・相談等は下記までご相談ください。

総務部組織・職員課（労務）

TEL 029-853-2125（内線 2125）

E-mail: tsukuba.yurinoki@un.tsukuba.ac.jp

(保育所周辺の略図)

